

埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例骨子案

I 改正の趣旨

「社会福祉法の一部を改正する法律（令和 6 年 4 月 24 日公布、令和 7 年 4 月 1 日施行）」により、第二種社会福祉事業として実施される「無料低額宿泊所（入居定員が五人に満たないものを除く。）」に係る事前届出の実効性を確保する方策として、①無届の疑いがある施設に係る市及び福祉事務所を設置する町村から都道府県への通知の努力義務、②届出をせず、または虚偽の届出を行った者に対する罰則が規定された。

一方、「埼玉県被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」では、社会福祉法において規制の対象としていない、入居定員が二人以上四人以下の施設においても、その規制の対象としている。

これは、無料低額宿泊事業または同様のサービスを提供する施設においては、その規模にかかわらず、施設入所者の処遇改善及び自立支援を図る必要があると考えるためであり、また、社会福祉法上の規制を逃れるために入居定員をあえて五人に満たない施設とし、不当な事業活動が行われることを未然に防止するためである。

上記の趣旨を踏まえ、入居定員が二人以上四人以下の施設についても、法律と同様の規制を適用させるべきであると考え、今回の改正を行うものである（第三十六条第七項及び第四十八条の二関係など）。

その他、虚偽の届出を行った事業者が不当な事業活動を行った場合に、事業の停止等を命ずることができることを明確にするための規定等の改正を行う（第四十一条第一項及び第二項関係）。

また、令和 5 年厚生労働省令第 161 号により「シー・ディー・ロム」等の具体の媒体名を定めるものについて、「電磁的記録媒体」に係る記録へと改正が行われたことに伴い、本条例においても同様の改正を行う（第十六条第七項第二号関係）。

II 改正案

(1) 被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例骨子案 新旧対照表 (傍線部分は、改正部分)

改正骨子案	現行
<p>目次 第一章～第四章 (略) 第五章 第四十八条<u>第四十九条</u> 附則</p> <p>(入居申込者に対する説明、契約等)</p> <p>第十六条 (略) 2～6 (略) 7 (略) 一 (略) 二 <u>電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに第一項の重要事項及び第二項の事項を記録したものを交付する方法</p> <p>8～11 (略)</p> <p>(被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始等の届出)</p> <p>第三十六条 (略) 2～6 (略) 7 <u>市及び福祉事務所を設置する町村の長は、第二項の規定による届出がされていない疑いがある被保護者等住居・生活サービス提供事業を行う施設を発見したときは、遅滞なく、その旨を知事に通知するよう努めるものとする。</u></p>	<p>目次 第一章～第四章 (略) 第五章 第四十八条・<u>第四十九条</u> 附則</p> <p>(入居申込者に対する説明、契約等)</p> <p>第十六条 (略) 2～6 (略) 7 (略) 一 (略) 二 <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第一項の重要事項及び第二項の事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>8～11 (略)</p> <p>(被保護者等住居・生活サービス提供事業の開始等の届出)</p> <p>第三十六条 (略) 2～6 (略) (新設)</p>

改正骨子案	現行
<p>(事業の停止等)</p> <p>第四十一条 知事は、<u>第三十六条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした事業者が、被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、又は被保護者等の処遇につき不当の行為をしたときは、その事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。</u></p> <p>2 知事は、<u>第三十六条第一項又は第二項の規定による届出をした事業者が、同条第三項から第五項まで若しくは第三十八条の規定若しくは前条の規定による命令に違反し、第四十四条第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、若しくは被保護者等の処遇につき不当の行為をしたときは、その事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第四十六条 第三十六条から第三十八条まで、<u>第四十一条及び第四十八条から第四十九条までの規定は、無料低額宿泊事業については、適用しない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第四十八条 (略)</p> <p><u>第四十八条の二 第三十六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>(事業の停止等)</p> <p>第四十一条 知事は、第三十六条第一項又は第二項の規定による届出を<u>しない事業者が、被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、又は被保護者等の処遇につき不当の行為をしたときは、その事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。</u></p> <p>2 知事は、事業者が、<u>第三十六条第三項から第五項まで若しくは第三十八条の規定若しくは前条の規定による命令に違反し、第四十四条第一項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、若しくは被保護者等の処遇につき不当の行為をしたときは、その事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p>第四十六条 第三十六条から第三十八条まで、<u>第四十一条、第四十八条及び第四十九条の規定は、無料低額宿泊事業については、適用しない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第四十八条 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正骨子案	現行
<p>(両罰規定)</p> <p>第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、<u>前二条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても<u>各本条</u>の罰金刑を科する。</p>	<p>(両罰規定)</p> <p>第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、<u>前条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又はその人に対しても<u>同条</u>の罰金刑を科する。</p>

(2) 施行日
未定